

# 総合環境政策局の諸課題について

平成23年1月14日

環境省総合環境政策局

# ○「地球温暖化対策のための税」について

## 平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日閣議決定)

### 第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

#### 6. 環境関連税制

##### (1) 地球温暖化対策のための税の導入

我が国では、温室効果ガスの約9割をエネルギー起源CO<sub>2</sub>が占めており、エネルギー基本計画(平成22年6月18日閣議決定)においては、地球温暖化対策等を強力かつ十分に推進することにより、エネルギー起源CO<sub>2</sub>を2030年に1990年比▲30%程度、もしくはそれ以上削減することを見込んでいます。

こうした状況に鑑み、我が国においても税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、平成23年度に「地球温暖化対策のための税」を導入することとします。

具体的な手法としては、広範な分野にわたりエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税にCO<sub>2</sub>排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設けることとします。

この特例により上乗せする税率は、原油及び石油製品については1キロリットル当たり760円、ガス状炭化水素は1トン当たり780円、石炭は1トン当たり670円とします。

このように「広く薄く」負担を求めることで、特定の分野や産業に過重な負担となることを避け、課税の公平性を確保します。また、導入に当たっては、急激な負担増とならないよう、税率を段階的に引き上げるとともに、一定の分野については、所要の免税・還付措置を設けることとします。併せて、燃料の生産・流通コストの削減や供給の安定化、物流・交通の省エネ化のための方策や、過疎・寒冷地に配慮した支援策についても実施することとします。

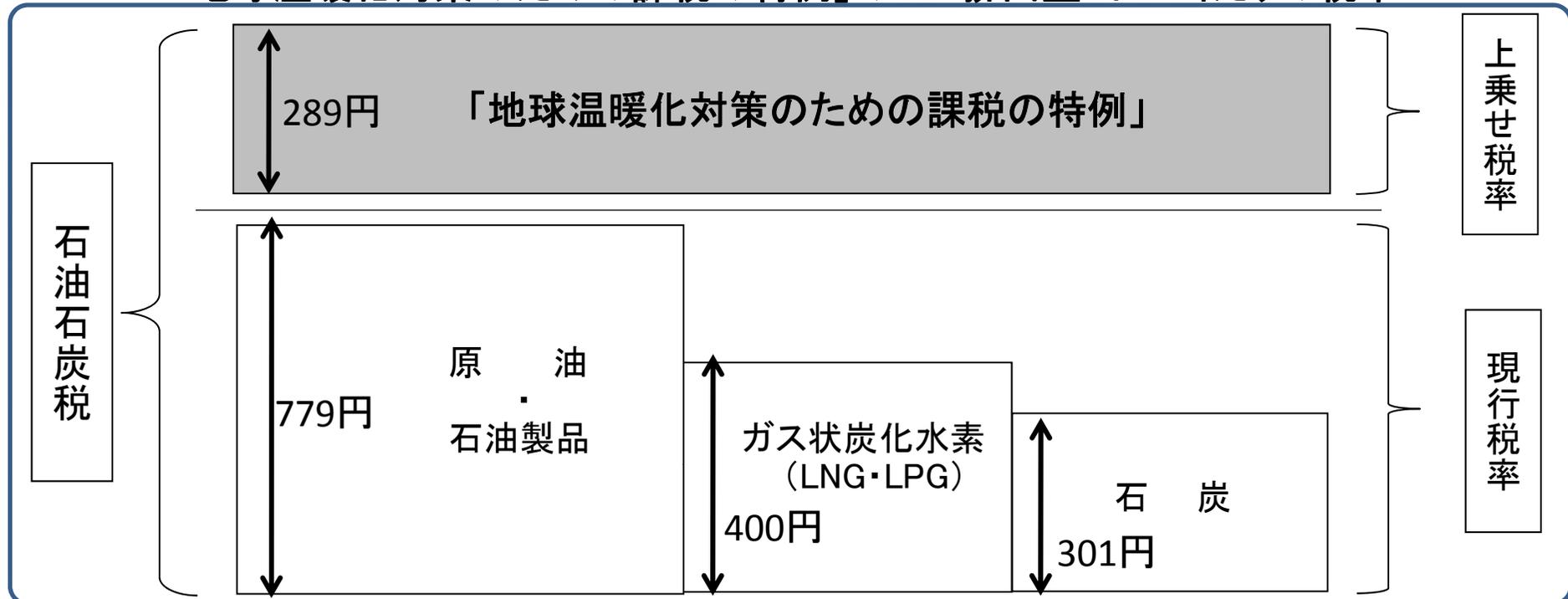
## 「地球温暖化対策のための課税の特例」による税率

○ 「地球温暖化対策のための課税の特例」を設ける改正は、平成23年10月1日から実施し、所要の経過措置を講じます。 具体的な税率は、次のとおりです。

課税物件	現行税率	H23.10～H25.3	H25.4～H27.3	H27.4～
原油・石油製品 [1kl当たり]	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 [1t当たり]	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 [1t当たり]	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

※ ( )は石油石炭税の税率

## 「地球温暖化対策のための課税の特例」のCO2排出量1トン当たりの税率



## ○環境と金融について

- 平成21年9月より中央環境審議会総合政策部会「環境と金融に関する専門委員会」において、環境と金融のあり方について検討。
- 昨年6月に報告書「環境と金融のあり方について」が取りまとめられ、
  - ①エコリースの活用による低炭素機器の普及促進
  - ②日本版環境金融行動原則策定等の政策提言がなされた。
- これを受け、家庭・事業者向けエコリース促進事業が平成23年度予算案に盛り込まれた(20億円)。また、日本版環境金融行動原則の策定については、来年度内の取りまとめを目指して日本版環境金融行動原則起草委員会の活動を環境省としても支援している。

## ○環境研究・技術開発の推進について

- 「新成長戦略」におけるグリーン・イノベーションの実現に向けて、平成23年度予算案において環境研究総合推進費を拡充(70億円→80億円)。
- 昨年6月の中央環境審議会答申「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」に基づき、温暖化対策と廃棄物対策に同時に寄与し相乗的な効果が期待できる領域横断研究等を重点的に進めていく。

## ○公害防止計画について

- 公害防止計画は、公害が著しい地域について総合的に公害対策を講ずるために、環境基本法第17条に基づき、都道府県知事が策定する地域計画。
- 昨年12月の中央環境審議会意見具申「今後の公害防止計画制度の在り方について」においては、公害防止対策事業への国の財政支援を定める公害財特法の期限を10年延長すべきこと等が示され、今後、関係省庁と連携しつつ、本意見具申に盛り込まれた施策の着実な実施に取り組む予定。

## ○環境基本計画について

- 環境基本計画は、環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等として定められている。
- 現行の第三次計画は平成18年に策定され、環境政策の展開の方向として「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」等が提示されている。
- 計画では、策定後5年程度が経過した時点を目途に見直しを行うことになっており、今後、内外の社会経済や環境問題の状況の変化を踏まえて見直しを行っていく予定。

## ○環境アセスメントについて

- 平成22年2月の中央環境審議会答申を受け、計画段階配慮手続や環境保全措置等の結果の報告・公表手続の創設を盛り込んだ「環境影響評価法の一部を改正する法律案」を、昨年通常国会に提出。同国会及び先の臨時国会において審議されるも、成立には至らず、現在参議院で継続審議中。
- 風力発電所を法対象事業に追加するにあたり、法の対象とすべき事業の規模や環境影響評価の手法の基本的考え方等について検討するため、昨年10月から検討会を開催。本年夏頃を目処に報告を取りまとめいただく予定。

## ○環境教育について

- 「環境保全活動・環境教育推進法」の改正案が、平成21年の通常国会に議員提案により提出されたが、衆議院解散に伴い、廃案となる。現在は、与党内で再度の提案について検討されている。
- 事業仕分け第3弾において、「こどもエコクラブ」等の事業が、国の予算としては廃止となった。一方、今後の環境教育・普及啓発施策のあり方について、政務官のリーダーシップの下、省内で検討していく予定。